

東広島市社会福祉協議会 デイサービスセンター安芸津事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東広島市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が開設する東広島市社会福祉協議会 デイサービスセンター安芸津（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の「看護職員」、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定通所介護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従業者は、要介護状態の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 東広島市社会福祉協議会 デイサービスセンター安芸津

(2) 所在地 広島県東広島市安芸津町三津4398番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤兼務職員）

管理者は、事業所の通所介護従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 通所介護従業者

生活相談員 1名以上

看護職員 1名以上

介護職員 4名以上

通所介護従業者は、指定通所介護の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の通所介護従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

(3) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(4) その他の職員

栄養士 1名

調理員 3名

事務職員 1名

それぞれ必要な業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、5月5日、スポーツの日及び12月31日から翌年の1月3日までの年末年始は除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時30分から午後3時50分までとする。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日30人とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は、指定居宅介護支援事業者又は利用者本人等の作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、居宅サービス計画書が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち協議会と利用者等との相談（確認）によって選定し、サービスを行うものとする。

(1) 身体の介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

ア 排泄の介護

イ 移動、移乗の介護

ウ その他必要な身体介護

(2) 入浴に関すること

居宅において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

ア 衣類着脱の介助

イ 身体の清拭、洗髪、洗身

ウ その他必要な介助

(3) 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

ア 準備、後始末の介助

イ 食事摂取の介助

ウ その他必要な食事の介助

(4) アクティビティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助（支援）や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス（訓練）及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

ア レクリエーション

イ グループワーク

ウ 行事的活動

エ 体操

オ 機能訓練

カ 休養（養護）

(5) 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については、必要な支援、サービスを提供する。

ア 移動、移乗動作の介助

イ 送迎

(6) 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

ア 日常生活動作訓練の相談、助言

イ 送迎

ウ 住宅改良に関する相談、助言

エ その他必要な相談、助言

(指定通所介護の利用契約)

第8条 協議会は、指定通所介護の提供に当たり、利用者及び家族等に対して通所介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし、緊急を要すると会長が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

(指定通所介護の利用料及び支払の方法)

第9条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 通所介護にかかる食材料費については、次の額を徴収する。

(1) 普通食 550円

(2) 刻み食 550円

(3) 流動食 550円

3 その他アクティビティサービスにかかる諸経費については、別途実費徴収するものとする。

4 第1項から第3項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

5 指定通所介護の利用者等は、協議会の定める期日までに、利用料等を現金又は金融機関口座振込等により納付するものとする。

(通常の実業の実施地域)

第10条 通常の実業の実施地域は、東広島市安芸津町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は指定通所介護の提供を受ける際に、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 通所介護従業者等は、指定通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 指定通所介護の実施中に、天災その他の災害が発生した場合、通所介護従業者等は必要によりサービス利用者の避難等の措置を講じるほか、管理者に連絡の上、その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

(1) 消火、通報及び避難の訓練(年2回)

(2) 消防設備、施設等の点検及び整備

(3) 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督

(4) その他防火管理上必要な業務

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理及び通所介護従業者等の健康管理等)

第14条 事業所は、通所介護に使用する用備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、通所介護従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

第15条 通所介護従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業者は、通所介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、通所介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、通所介護従業者との雇用契約の内容とする。

(個別援助計画の作成等)

第16条 事業者は、居宅サービス計画書がたてられている場合はその計画書に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの通所介護計画を作成し、利用者、家族に説明する。

2 事業者は、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(サービス提供記録の記載)

第17条 通所介護従業者は、指定通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定通所介護について介護保険法第41条第6項により、利用者に代わって支払を受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書等に記載するものとする。

(苦情処理)

第18条 管理者は、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第19条 事業所は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、指定通所介護の提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係市町に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第21条 事業所は、通所介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 通所介護従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、初回訪問時及び利用者から求められた時は、これを提示するものとする。

3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、通所介護決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。

(規程の補足)

第22条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は協議会と事業所の管理者との協議に基づいて会長が別に定める。

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日までに従前の社会福祉法人安芸津町社会福祉協議会 通所介護事業所でなされた
手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成21年3月1日から施行する。
- 8 この規程は、平成22年1月1日から施行する。
- 9 この規程は、平成23年1月1日から施行する。
- 10 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 11 この規程は、平成23年9月1日から施行する。
- 12 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 13 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 14 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 15 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 16 この規程は、平成27年8月1日から施行する。
- 17 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 18 この規程は、平成28年7月1日から施行する。
- 19 この規程は、平成30年2月1日から施行する。
- 20 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 21 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 22 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 23 この規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 24 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 25 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 26 この規程は、令和5年6月1日から施行する。
- 27 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

通所介護（デイサービス）重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 東広島市社会福祉協議会
事業者の所在地	〒739-0003 東広島市西条町土与丸1108番地
代表者	会長 富永 嘉文
設立年月日	昭和53年4月20日
電話番号	082-423-2800

2. ご利用事業所の概要

事業所の名称	東広島市社会福祉協議会デイサービスセンター安芸津	
サービスの種類	通所介護	
事業所の所在地	〒739-2402 東広島市安芸津町三津4398番地	
電話番号	0846-45-0201	
ファクシミリ番号	0846-46-0025	
指定年月日・事業所番号	平成12年4月1日	3474000241
利用定員	定員 30人	
通常の事業実施地域	東広島市安芸津町	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	通所介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の「看護職員」、介護職員、機能訓練指導員）が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定通所介護事業を提供することを目的とします。
運営方針	事業所は、要介護状態にある利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。 また、事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4. 提供するサービスの内容

通所介護（デイサービス）は、事業者が設置する事業所に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、利用者の心身機能の維持向上並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日～土曜日 (5月5日、スポーツの日及び12月31日～1月3日までの年末年始は除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時15分
サービス提供時間	午前9時30分～午後3時50分 (6時間20分) 通常規模型6時間以上7時間未満

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態
生活相談員	1名以上
看護職員	1名以上
介護職員	4名以上
機能訓練指導員	1名以上(看護職員兼務)

7. 事業所の管理者

あなたへのサービス提供の管理責任者(管理者)は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望等がありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管理者 馬場 洋
----------	----------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は別紙のとおりです。

(1) 利用料は、利用合計単位に地域別単価(1単位当たり10.14円)を換算し、厚生労働大臣が定める基準によるものとなります。

(2) その他の費用

食費	食事の提供を受けた場合、1回につき550円の食費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り人など)について、費用の実費をいただきます。

(3) 支払方法

上記(1)から(2)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払い下さい。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、30日以内に、差し上げます。

支払方法	支払要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の末日(祝休日の場合は直後の平日)に、指定された口座より引き落とします。 ※指定の口座は別紙参照
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日(休業日の場合は直後の営業日)までに、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行うなど、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
緊急連絡先 (家族等)	電話番号	
	氏名(利用者との関係)	
	電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所の窓口	窓口担当者 生活相談員 ご利用時間 月曜日から土曜日 午前8時30分～午後5時15分 電話番号 0846-45-0201
--------	--

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関に申し立てることができます。

東広島市	担当窓口 介護保険課 ご利用時間 月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時15分 住所 東広島市西条栄町8番29号 電話番号 082-420-0937
広島県国民健康 保険連合会 (国保連)	担当窓口 介護保険課 ご利用時間 月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時15分 住所 広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電話番号 082-554-0783

12. 苦情解決の体制及び手順

利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要に基づき、対応いたします。

13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員に申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方の迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員または当事業所の担当者へご連絡ください。

14. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事業別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

サービスの種類	通所介護（デイサービス）
事業所・施設名	東広島市社会福祉協議会 デイサービスセンター安芸津
措置の概要	
<p>1 利用者及びその家族からの苦情に対して適切に対応し、利用者の権利を擁護するため、次のように苦情解決体制を設置する。</p> <p>窓口（連絡先）：東広島市社会福祉協議会 デイサービスセンター安芸津 電話番号：（０８４６）４５－０２０１（月～金 ８：３０～１７：１５） 苦情受付担当者：生活相談員 苦情解決責任者：安芸津支所長 苦情解決総括責任者：事務局長 第三者委員：東広島市社会福祉協議会苦情解決に関する規程により任命された者</p> <p>2 円滑かつ迅速に苦情を解決するための体制・手順</p> <p>苦情解決総括責任者は、本会事業に関するパンフレット及びホームページへの掲載等により、苦情解決制度について周知を図る。</p> <p>※ 具体的な対応方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 苦情受付担当者は苦情解決体制、苦情解決の仕組みを利用者へ周知する。 2) 苦情受付担当者は利用者等からの苦情受付に際し、苦情受付書に記録し、苦情申出人に確認する。 3) 苦情解決責任者は、受け付けた苦情を必要に応じて第三者委員に報告する。 4) 第三者委員は、苦情内容を確認し苦情受付報告書により、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知する。 5) 苦情解決責任者は、苦情の内容を解決するため、苦情申出人との話し合いを実施する。 6) 苦情受付担当者は、提示した解決策や話し合いの結果又は改善等を約束した内容を苦情受付書により記録し、苦情申出人と苦情解決責任者及び立ち会った第三者委員に確認する。 7) 苦情解決責任者は、苦情申出人に改善等を約束した事項について、苦情申出人及び第三者委員に苦情解決結果等報告書により報告する。 <p>3 利用のサービス事業者に対して苦情があった場合の対応手順</p> <p>受付・事実確認・業務改善要請・事業者の変更等の調整・関係機関への連絡・苦情相談記録の作成。</p> <p>4 その他参考事項</p> <p>本会への信頼を高めるとともに本会が実施する事業の質を向上させるため、苦情対応の状況について、個人情報に関する事項を除き事業報告書・広報紙及びホームページに掲載するなどにより公表する。</p> <p>国保連・各市町村の申し立て窓口の連絡先を周知する。</p> <p>5 虐待・身体拘束への方針</p> <p>当事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、当事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施し担当者を配置します。また当事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他の行動を制限する行為をいたしません。</p>	

令和____年____月____日

事業所は、利用者へのサービスの提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

【事業 者】 所在地 東広島市西条町土与丸1108番地

 事業者名 社会福祉法人 東広島市社会福祉協議会

 代表者 会 長 富永 嘉文

【事業 所】 所在地 東広島市安芸津町三津4398番地

 事業所名 東広島市社会福祉協議会
 デイサービスセンター安芸津

説 明 者

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

【利 用 者】 住 所 東広島市安芸津町

 氏 名 _____

【署名代行者（又は法定代理人）】

住 所 _____

氏 名 _____

本人との続柄 _____

【立会人】 住 所 _____

 氏 名 _____

 本人との続柄 _____

